

市営住宅管理業務について公募型プロポーザルを実施するので、次のとおり参加希望者を募集します。

令和3年12月24日

旭川市長 今津寛介

1 契約担当部局

〒070-8525 旭川市6条通10丁目第三庁舎3階

旭川市建築部市営住宅課

電話 0166-25-8510

FAX 0166-24-7009

e-mail jyutaku@city.asahikawa.lg.jp

2 業務の概要

- (1) 業務名 市営住宅管理業務
- (2) 業務内容 修繕受付業務, 収入申告発送回収業務, 退去立会業務及び入居者募集受付業務
- (3) 履行期間 令和4年4月1日から令和7年3月31日まで

3 参加資格要件

公募型プロポーザルに参加を希望する者（以下「参加希望者」という。）は、次の全ての要件を満たしていること。

- (1) 法人その他の団体（以下「法人等」という。）又は法人等で構成されるグループであること。
- (2) 宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第3条に基づく国土交通大臣又は都道府県知事の免許を受けていること。なお、グループで参加する場合は、代表する法人等が当該免許を受けていること。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は旭川市暴力団排除条例（平成26年旭川市条例第16号）第7条第1項に規定する暴力団関係事業者でないこと。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号及び第2項各号のいずれにも該当しないこと。
- (5) 旭川市建設工事等入札参加資格者又は旭川市物品購入等入札参加資格者にあつては、公募の日から参加表明書提出日までのいずれの日においても、旭川市競争入札参加資格者指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法にあつては更生手続開始の決定、民事再生法にあつては再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (7) 旭川市税の滞納がないこと。
- (8) 参加希望者（グループで参加する場合は、代表する法人等）は、旭川市内に主たる事務所（法人

にあつては本社又は本店)を置く法人等であること。

4 実施要領等の交付期間及び方法

市営住宅管理業務に係る公募型プロポーザル実施要領及び様式等(以下「実施要領等」という。)の交付は、次のとおりとする。

(1) 交付期間

令和3年12月24日から令和4年1月19日まで

(2) 交付方法

1の場所で交付するほか、旭川市建築部市営住宅課のホームページからのダウンロードにより交付する。

ホームページ URL

<https://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/kurashi/401/402/d074440.html>

5 参加手続等

(1) 参加表明書の提出

参加希望者は、実施要領等で示す書類を次のとおり提出しなければならない。

ア 提出期限 令和4年1月19日(水)午後5時

イ 提出場所 1に同じ。

ウ 提出方法 持参による(郵送、電子メール又はファクシミリによるものは受け付けない。)

(2) 参加資格の確認等

3に定める参加資格要件の確認を行い、確認結果を通知する。併せて参加資格要件を有する者に、企画提案書の提出を要請する。

(3) 企画提案書の提出

(2)で企画提案書の提出を依頼された者は、次のとおり企画提案書を提出しなければならない。

ア 提出期限 令和4年2月1日(火)午後5時

イ 提出場所 1に同じ。

ウ 提出方法 持参による(郵送、電子メール又はファクシミリによるものは受け付けない。)

6 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

(1) 参加資格要件を満たしていない場合

(2) 提出書類に虚偽の記入があった場合

(3) 実施要領等で示された、提出期限、提出場所、提出方法、記入上の留意事項等の条件等に適合しない書類の提出があった場合

(4) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

7 受託候補者の特定

市営住宅管理業務プロポーザル審査会設置要綱に基づき設置する審査会において、実施要領等で定

めた評価基準及び審査方法により、提出された企画提案書等の審査及び評価を行い、その結果に基づいて本業務の受託候補者として特定する。

8 契約に関する基本事項

(1) 契約の締結

7において特定された者と協議を行い、内容について合意の上、随意契約の方法により契約を締結する。

(2) 契約保証金

要する。ただし、旭川市契約事務取扱規則（昭和39年旭川市規則第22号）第24条の規定に該当する場合は免除する。

(3) 契約書作成の要否

要する。

(4) 支払条件

修繕料については、実績に基づく精算とし、毎月後払いとする。修繕料以外の委託料については、毎月均等後払いとする。

9 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 企画提案書に関するプレゼンテーション及びヒアリングを行う。

(3) 参加表明及び企画提案に係る書類作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。

(4) 提出された書類は返還しない。

(5) 提出された書類は、提出した者に無断で本プロポーザル以外の用に使用しない。

(6) 詳細は実施要領等による。